

交通災害共済に加入しましょう

図防災課(西有家庁舎) ☎73-6622



市町村交通災害共済の加入申し込みの受付を行っています。

もしものときのため、家族そろって加入しましょう。

- **交通災害共済制度とは**
加入者が交通事故で死亡または負傷(入院・通院)をされた場合に災害見舞金を受け取ることができる制度です。
- **加入申込方法**
各支所に備えている「加入申込書兼納付書」に必要事項を記載の上、掛金を添えて各支所で申し込んでください。
- **加入できる人**
市民または、就学のために一時転出している人も加入できます。
- **共済掛金**
1人につき500円
※納められた掛金は、原則として返還しません。
- **共済期間**
・申込日～令和9年3月31日
・メ切…12月28日(月)
- **注意事項**
自殺・無免許運転・酒酔い運転・故意または重大な過失・天災などが原因で起きた事故の場合は、見舞金の対象となりません。また、医師の指示に従わなかった場合や不正・法令違反の場合は見舞金の全部または一部が支払われません。

固定資産税の土地・家屋の価格がご覧になれます

図税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

固定資産のうち、土地・家屋の評価は、国の定めた評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格などを決定し、固定資産課税台帳に登録されます。

固定資産税の納税者は、所有する土地や家屋の評価額が適正に評価されているかを確認するために、当該固定資産とそれ以外の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿をご覧ください。なお、縦覧期間中の縦覧手数料は無料です。



- **縦覧の期間**
6月1日(月)まで
平日…午前8時30分～午後5時15分
- **縦覧場所**
各支所および税務課(西有家庁舎)
- **縦覧できる人および必要書類**
①当該固定資産(土地・家屋)の納税者
・納税者本人であることを確認できるもの(納税通知書、免許証など)
②納税者から委任を受けている人
・委任状
・代理人本人であることを確認できるもの(代理人の免許証など)

4月8日(水)から 狂犬病予防注射が始まります

図環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

犬(生後91日以上)を飼っている人には、犬を登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。市では、下記のとおり各地区を巡回して狂犬病予防注射を実施します。

- ◆案内ハガキが届いた人は、問診欄を記入のうえハガキを当日持参してください。
- ◆動物病院で狂犬病予防注射を受けさせた人は、「注射済証」を各支所または環境課に持参して注射済票の交付を受けてください(注射済票交付手数料550円が必要となります)。

● 予防注射費用(1頭当たり)

①登録済みの犬…… 3,500円

②新規登録の犬………6,500円

【注射済票交付手数料(550円)を含む】

【登録手数料(3,000円)+注射済票交付手数料(550円)を含む】

日	地区	場 所	時 間
4月8日(水)	加津佐町	加津佐津波見体育館(旧津波見小)	10:00~10:15
		東申公民館	10:25~10:55
		加津佐宮原体育館	11:10~11:25
		加津佐公民館	11:40~12:00
		加津佐支所	13:10~13:35
4月10日(金)	口之津町	口之津運動広場(旧町民グラウンド)	10:00~10:30
		早崎漁港	10:45~11:00
		旧口之津支所跡地	11:15~11:45
4月14日(火)	南有馬町	古園地区公民館	9:20~ 9:35
		北岡天満宮	9:50~10:05
		浦田漁港	10:20~10:35
		吉川名公民館	10:50~11:05
		南有馬庁舎	11:20~11:55
		白木野名公民館	13:15~13:30
4月16日(木)	北有馬町	北有馬折木公民館	9:20~ 9:35
		原山バス停付近	9:55~10:10
		北有馬ふれあい交流広場	10:30~10:55
4月17日(金)	西有家町	灰木消防団詰所(旧西正寺小)	11:10~11:25
		北有馬支所(老人福祉センター前)	11:40~12:15
		梅谷地区公民館	13:45~14:00
		有馬支所	14:00~14:20

日	地区	場 所	時 間
4月17日(金)	西有家町	須川港バス停付近	9:30~10:05
		龍石消防団詰所	10:20~10:35
		西有家公民館長野分館	10:55~11:15
		西有家公民館慈恩寺分館	11:35~11:55
		見岳消防団詰所	13:20~13:45
4月21日(火)	有家町	西有家庁舎(庁舎裏)	14:00~14:20
		有家農村婦人の家	9:30~10:05
		有家東部地区農林漁業者トレーニングセンター	10:20~10:35
		堂崎公民館	10:55~11:20
4月23日(木)	布津町	小川公民館	11:35~11:50
		有家庁舎	13:10~13:35
		潮入崎公民館	10:00~10:25
4月24日(金)	深江町	布津第二体育館(旧布津小第二分校)	10:40~10:55
		旧住吉工務店倉庫	11:10~11:30
		世紀の泉(布津多目的集会施設)	11:45~12:10
		深江運動場(旧町民グラウンド)	13:20~13:45

犬の登録内容に変更が生じた場合

- 次の場合は届出が必要となりますので、各支所または環境課で手続きをしてください。
- ①犬が**死亡**した場合(鑑札および注射済票を持参してください。)
 - ②犬の**所有者が変わった**場合
 - ③犬の**所有者の氏名または住所が変わった**場合
 - ④犬の**所在地が変わった(転入または市内転居)**場合
※市外に転出した場合は、転出先の市区町村でお手続きください。

犬の飼い主の皆さんへ(お知らせ)

- 犬の放し飼いやフンの後始末などについて、多くの苦情が寄せられています。犬の飼い主は自覚と責任を持って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 犬の放し飼いは違法行為です。散歩の時も必ずリードを装着してください。
 - 散歩中に犬がフンをしたら、必ず回収して持ち帰ってください。
 - 周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう、最低限の衛生管理やしつけを行ってください(におい、抜け毛、鳴き声など)。
 - 犬には鑑札、注射済票を装着してください。